

(証券コード 4842)
株式会社USEN

臨時株主総会招集ご通知

開催日時 平成29年7月11日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区麴町1-6-4
ベルサール半蔵門 イベントホール



証券コード 4842
平成29年6月26日

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目1番2号
株 式 会 社 U S E N
代 表 取 締 役 社 長 田 村 公 正

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年7月10日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年7月11日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区麹町1-6-4
ベルサール半蔵門 イベントホール
（会場が昨年の定時株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。） |

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第4号議案 | 吸収合併契約承認の件 |

4. 議決権の代理行使に関するご案内

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.usen.com/ir/stock\\_info/shareholder.html](http://www.usen.com/ir/stock_info/shareholder.html)) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を行う理由

当社の平成29年3月29日付プレスリリース「株式会社U-NEXT SPC1による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社U-NEXT SPC1(以下「公開買付者」といいます。)は、平成29年2月14日から平成29年3月28日まで当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、平成29年4月4日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社株式107,825,894株(当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合:52.33%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合について同じです。))を保有するに至りました。また、公開買付者の議決権の100%を所有する株式会社U-NEXT(以下「U-NEXT」といいます。)も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、新たに当社の親会社に該当することとなりました。なお、議決権保有割合については、当社が平成29年1月13日に提出した第53期第1四半期報告書に記載された平成28年11月30日現在の当社の発行済株式総数(207,148,891株)から当社が平成29年1月11日に公表した「平成29年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成28年11月30日現在の当社が所有する自己株式数(1,103,104株)を控除した株式数(206,045,787株)に係る議決権の数である2,060,457個を分母として計算しております。

当社の平成29年2月13日付プレスリリース「株式会社U-NEXT SPC1による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨並びに株式会社U-NEXTとの経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」(以下「当社平成29年2月13日付プレスリリース」といい、平成29年2月23日付及び同年3月10日付の変更を含みます。)においてお知らせいたしましたとおり、U-NEXTは、平成28年7月下旬から、U-NEXT及び当社の持株会社体制についての構想を持ち始め、平成28年8月上旬、U-NEXTより、当社に対して、本

公開買付けを含む、U-NEXTと当社との経営統合(以下「本経営統合」といいます。))に関する検討及び協議を開始したい旨を伝達しました。その後、両社間における初歩的な検討及びU-NEXTから当社に対するデュー・ディリジェンスを経て、U-NEXTは、当社に対して、平成29年1月17日に本経営統合に関する提案書を提出し、当社との間で本経営統合の目的や想定されるストラクチャー、公開買付価格や本経営統合における合併比率について提案のうえ、当社との間で本格的な検討・協議を続けて参りました。

当社の取締役会は、公開買付者及びU-NEXT(以下「公開買付者ら」といいます。))及び当社から独立した第三者算定機関であるEYトラランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社(以下「EY」といいます。))より平成29年2月10日付で取得した当社株式の株式価値及び本株主総会における第4号議案に係る、U-NEXTを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。))における合併比率の算定結果に対する株式価値算定書(以下「本株式価値等算定書」といいます。))の内容及びに西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書(下記「3.(3)当社の株主(親会社等を除く。))の利益を害さないように留意した事項」において定義します。以下同じです。))の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本経営統合の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、以下の理由により、本公開買付けを含む本経営統合により当社の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至りました。

(a)当社グループは、(i)創業以来五十余年にわたって業務店向けに提供しているBGM放送事業、(ii)中小企業向けのインターネット回線及びソフトウェアの提供、並びに、(iii)全国のレジャーホテル・ビジネスホテル(宿泊特化型ホテル)、大規模の総合病院等向けに提供している自動精算機を中心としたファシリティ(各取引先施設の設備全般を意味します。以下同じです。))及びそれに附随するサービスの提供を中核とした事業の展開をしており、当社グループの全事業における取引先の総数は50万程度(平成28年12月31日現在)に及んでいます。そして、当該取引先との取引口座(以下「アカウント」といいます。))の保有が当社グループの最大の資産であり、当社グループの企業価値の源泉であると認識しております。そして、当社グループの企業価値の更なる向上のために当該アカウントを最大限活用し、当社グループの事業業績を拡大することが当社グループの第一の目標であると考えております。そのためには、当社グループにおける新たな自社商材の開発

や販売のみではなく、双方ともに有益となる提携パートナーを発掘し、提携パートナーが有する商材やサービスを、当社グループをハブとして、当社グループが有するアカウントにて、当社グループ及び提携パートナーの取引先に提供することが有用であると判断しております。

(b)しかしながら、当社グループには五十余年にわたるBGM放送事業等に基づく多数のアカウントを有しているというアドバンテージはあるものの、当該アカウントをより強固にし、競争優位性を堅持し続ける必要があるとも認識しております。そのためには、単に提携パートナーを増やし、取扱商材の多種多様化を図ることのみでなく、取引先のニーズを確実に掴み、顧客満足度を一層高めることのできる、より付加価値の高い商材・サービスを自社開発すること等が急務であると考えており、戦略的思考をもった経営判断をするべきと考えております。

(c)具体的には、株主や金融機関をはじめとした当社グループ関係者の皆様の深い理解に基づく、(i)自社商材・サービスに関わる資金面における先行投資、(ii)幅広い人脉や企業ネットワークによる提携パートナーの発掘、(iii)各商材・サービス毎の収益性、成長性、競合優位性、事業持続性等を判断の礎とした攻守の判断や取捨の選択、(iv)新たな市場・取引先の積極的開拓、(v)既存商材・サービスの持続性の堅持・確保を充足できる経営体制が必要と認識しております。

(d)加えて、当社グループとしては、当社グループのすべての取引先において数年の間にデジタル化が急速に進み、取引先におけるオペレーション・サービス・ファシリティ等すべてがインターネットを介して有機的に結合されると想定しております。そのため、i)明確な成長戦略の策定と、ii)当該成長戦略に基づく商材・サービスの開発を行い、これを取引先へ総合的に提案し、クロスセリングすることにより、取引先毎の取引額の更なる拡大ができるかが運用上の最大の課題であり、これが実現できれば自ずと競合優位性の確保も実現できると考えております。しかしながら、その実現に向けてのキープポイントは、具体的かつ実現可能性の高い戦略と取引先のニーズにあった商材・サービスであることはもとより、企業間取引が人と人の関係性や信頼があってこそ成立するという人間社会の原理原則に立ち返る必要があると認識しており、企業としての無形固定資産である人的資産の更なる拡充・確保・維持が大きな経営課題の一つでもあります。

(e)一方で、U-NEXTは、当社グループが有する取引先とは異なり、個人顧客を中心としており、また、大規模資本を有する競合企業がひしめく厳しい事業環境の中で事業展開をしていると認識しており、そのような激化する市場におい

ても、一定の顧客を確保、拡充し続けているものと認識しております。すなわち、U-NEXTは、嗜好が多様化する個人消費者向けの事業においては、常に新規性、斬新性、廉価性等が求められ、かつそれに対応する商材やサービスの品質に関わる開発や更新等を継続的に行うことが必要不可欠であり、しかも契約の解約等のリスクが常に付きまとう非常に難しい経営の中で、一定の業績を維持し続けている企業であると認識しております。このことは、U-NEXTが常に自らが置かれている市場の特性や市場の変化を掴みとり、競合他社の動向に目を光らせ、現在の顧客ニーズのみではなく、中長期的な将来を見定めた商材やサービスを常に開発、提供していることの証跡と認識しております。

(f)したがって、U-NEXTが提案する単なる業務提携ではない本公開買付けを含む本経営統合は、一般的にいわれる重複機能の一元化・効率化等によるコスト低減に留まることなく、双方ともに役員を含めた新たな人的資産を確保することとなり、元来同一企業であったことに起因する人事面における融合親和性を生かした新たなグループ全体における各機能への人員の補完・強化等を含めた適材適所配置・再構築が可能となるものと考えております。例えば、当社とU-NEXTは、通信事業ノウハウの統合による商業店舗へのICT(情報通信技術)化促進、テレマーケティングに係るノウハウ及びリソースの統合による販売手法の拡大、コンシューマーマーケティングの統合による個人向け有線放送の加入拡大等の事業面における利益の享受といった点においてシナジーが存在するものと考えております。

(g)また、当社にとっては、当社グループの取引先の大半が法人である一方で、U-NEXTの取引先の大半は個人であることに鑑みても、本経営統合により、さらなる顧客増の可能性が高まり、ひいては企業価値が向上すると見込まれます。加えて、単なる顧客の増加に留まらず、U-NEXTは、感応性の高いコンシューマーを取引先としていることもあり、次々と新たなビジネスモデルを構築するノウハウを有しているため、本経営統合により、当社においても法人及び個人の顧客に対して新規のビジネスモデルを取り入れることが可能となり、当社の課題の一つである「取引先のニーズを確実に掴み、顧客満足度を一層高めることのできる、より付加価値の高い商材・サービスを自社開発すること」に貢献するものと考えております。

(h)また、当社グループの事業の成長という観点のみならず、株主及び投資家の皆様からみても、主として個人を顧客とし、市場の価格変動が激しく安定性は劣

るものの、高度な成長力を有するU-NEXTと経営統合することにより、法人を主な顧客とし、安定した事業・収益を有するものの、相対的に成長性が低いという当社のウィークポイントをカバーすることができ、互いの強みを相互に補完することで、企業全体としてより魅力的なポートフォリオを構築することが可能になると考えております。

(i)さらに、当社としては、本経営統合を実行しない場合には、外部環境が大きく変化し続ける中で競争優位性を確保し成長を続けることが難しくなる可能性も否定できず、本経営統合の方法は、将来の事業環境や競争環境によっては必ずしも期待通りの成果が得られるとは限らない中、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するためにも最も有効な手段であると考えています。

(j)なお、本経営統合により当社は上場廃止とはなるものの、当社を傘下に持つ新たな企業グループの持株会社は上場を維持することを企図しており、本経営統合により当社グループの企業価値を更に増した当該持株会社の株式を市場で購入し、株主となることも可能であり、この点においても当社の株主の皆様には引き続き投資の機会が確保されるものと判断しております。さらに、新たなグループにおける非上場子会社としての経営は、不透明感の増す市場環境下においてより効率性等を図ることができるため、かかるメリットを生かすことで業績が向上し、新たなグループ全体の企業価値を更に高める結果となるものと考えております。

その上で、当社は、平成29年2月13日に開催された取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式のすべて(但し、当社が所有する自己株式、宇野康秀氏及び株式会社光通信が所有する当社株式を除きます。)を取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者から要請を受けたことから、当社平成29年2月13日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者及び継続所有株主(宇野康秀氏及び株式会社光通信を意味します。以下同じです。)が当社株式のすべて(当社の自己株式を除きます。)を所有することになるよう一連の手続を実施することといたしました。具体的には、本株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、当社株式29,435,112株を1株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施いたします。

本株式併合により、公開買付者及び継続所有株主以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 変更の内容

### (1) 併合の割合

当社株式29,435,112株を1株に併合いたします。

### (2) 本株式併合がその効力を生ずる日(効力発生日)

平成29年8月16日

### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

18株

## 3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、29,435,112株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を公開買付者及び継続所有株主のみとすることを目的として行われるものであること、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、並びに下記各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

その他、併合の割合についての定めに関する事項は以下のとおりです。

### (1) 端数処理の方法に関する事項

本株式併合により、公開買付者及び継続所有株主のみが当社株式のすべて(当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなり、これら以外の当社の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(その合計数に1株に満たない端数が生ずる場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭を交付いたします。

当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(但し、当社を除きます。)の皆様及び1株に満たない端数に相当する当社株式を所有する継続所有株主に交付される金

銭の額が、本公開買付けにおける買付け等の価格(普通株式1株につき、461円。以下「本公開買付価格」といいます。)に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。

(2)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(1)端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(但し、当社を除きます。)の皆様が所有していた当社株式の数及び継続所有株主が所有していた1株に満たない端数に相当する当社株式の数に本公開買付価格と同額を乗じた額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、当社平成29年2月13日付プレスリリースに記載のとおり、(i)本公開買付価格が、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関であるEYによる市場株価法での当社株式に係る株式価値の評価額(309円～445円)の上限値を上回っていること、及びDCF法での当社株式に係る株式価値の評価額(444円～559円)の中央値を下回るもののレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付価格が、JASDAQにおける本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年2月10日の当社株式の終値388円に対して18.8%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値393円(小数点以下第一位を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。)に対して17.3%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値378円に対して22.0%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値349円に対して32.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、他の公開買付けの事例(平成15年から平成28年までに実施されたもののうち、プレミアム(ディスカウントを含む。)が計算可能である712件)におけるプレミアム水準との比較においても妥当な範囲のプレミアムが付加されたものであると考えられること、(iii)下記「(3)当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を解消するための措置が採られたうえで、当社とU-NEXTとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、真摯且つ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること、(iv)当社の株主の皆様判断によっては会社法に定める手続によ

り反対株主の株式買取請求をしていただく選択肢も阻害されるものではなく、むしろ本公開買付けにより選択肢が増えるメリットがあることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年2月13日開催の当社取締役会において、当社の取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

また、当社は、公開買付者による本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本株主総会の招集を決議した平成29年6月19日の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

### (3)当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、公開買付者の親会社であるU-NEXTの代表取締役社長を務める宇野康秀氏が当社の取締役会長を兼務しているとともに本公開買付開始当時当社株式を63,400,402株(所有割合:30.77%)所有しており、宇野康秀氏が本公開買付価格の決定に影響を及ぼし得る状況であったこと、及び、公開買付者は、本公開買付けの開始時点においては当社の親会社等に該当しないものの、本取引を通じて当社を公開買付者の子会社化及び非公開化することを企図していたこと等に鑑み、当社及び公開買付者は、本取引の公正性を担保する観点から、下記に記載の措置を講じております。

#### ①当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成29年1月24日、当社及び公開買付者らの取締役会から独立した、饗場元彦氏(弁護士、饗場総合法律事務所)、当社の社外取締役である伊串久美子氏、大村圭一氏(税理士、税理士法人平成会計社(当時))から構成される第三者委員会を設置し(なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。)、第三者委員会に対し、①本経営統合の目的の正当性・合理性(本経営統合が当社の企業価値向上に資するかを含

む。)、②本経営統合における手続(利益相反回避措置を含む。)の公正性、③本経営統合の取引条件(本公開買付けの買付価格を含む。)の公正性・妥当性、④上記①～③の観点から、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非に関する検討、⑤上記①～③の観点から、本経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものでないかに関する意見(以下「本諮問事項」と総称します。)を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託しております。

第三者委員会は、平成29年1月25日から平成29年2月10日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、(a)当社プロジェクトチームから、本経営統合の概要、U-NEXTとの間の交渉状況、当社の事業計画及び事業環境、本経営統合の当社事業に対する影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、(b)U-NEXT及びU-NEXTのフィナンシャルアドバイザーである大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)から、U-NEXTの現状及び事業環境、本経営統合の目的その他本経営統合の背景、本経営統合後の経営方針、本経営統合の諸条件、本経営統合のストラクチャーに関する具体的な内容等について聴取し、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、U-NEXT、大和証券及び西村あさひ法律事務所との間で本経営統合のストラクチャーを採用するに至った理由について議論を行いました。さらに、(c)当社が当社株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関であるEYより当社株式の価値の算定並びに本公開買付価格及び本件吸収合併における合併比率に対する第三者算定機関としての考え方について説明を受け、質疑応答を行いました。そのうえで、(d)当社のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本経営統合に関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、質疑応答を行いました。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議・検討を行いました。

かかる検討の結果、第三者委員会は、平成29年2月13日に、本諮問事項につき、以下を内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。)を当社取締役会に対し提出しております。

(i)本経営統合によって、以下のようなシナジーを創出することを企図していることは、本経営統合を行わずに事業提携のみを行うことでは実現できないものを含んでいることから、その目的は正当であり、また、実現可能性に疑義を生じさ

せる事情もないから合理的である。

法人顧客を主要基盤として、一部に個人顧客を有する当社と、個人顧客を主要基盤とし、一部に法人顧客を有するU-NEXTで、経営資源を共有することによる事業運営の効率化(一例として、当社のICT事業部門(法人向け)とU-NEXTのICT事業部門(個人向け)を、共通の中間持株会社の傘下に置くことを計画している。また、当社の音楽配信事業とU-NEXTの映像配信事業を共同のグループ会社内で行うことによるシナジーも期待している。)

両社の営業人員及び提携先ネットワークの活用による営業力の強化(一例として、通信事業ノウハウの統合による商業店舗へのICT(情報通信技術)化促進、テレマーケティングに係るノウハウ及びリソースの統合による販売手法の拡大)、及びコンシューマーマーケティングの統合による個人向け音楽配信事業の加入拡大等の事業面における利益の享受等

商品・技術開発機能の共有化による付加価値創出力の向上

適切な資金配分の実現

組織効率化による管理コストの削減

(ii)当社が、(a)本経営統合の公正性を担保するため、公開買付者ら及び当社から独立した第三者委員会を設置し、本経営統合に賛成するにあたっては、第三者委員会の答申書を参考にしていること、(b)独立した第三者算定機関としてEYを選定し、当社株式の株式価値及び当社とU-NEXTの合併比率の算定書を取得し、当該算定書に基づき本経営統合の検討を行っていること、(c)当社及び公開買付者らから独立したリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本経営統合に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付け及び本件吸収合併に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けていること、(d)本公開買付けの買付け等の期間は、法令に定められた最短期間である20営業日より長い、30営業日に設定されているほか、当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと、(e)本公開買付け後、株式併合によるスクイーズアウトが予定されていること、スクイーズアウトがされる際には当社の株主に対して株式買取請求という形で価格を争う手段が存在することが開示され、強圧性が働かないような配慮がされていること等に鑑みると、本経営統合の手続は公正であると思料する。

(iii)本公開買付価格及び本件吸収合併における合併比率は、独立した第三者算定機関であるEYの株式価値等算定書を参考に複数回の協議・交渉が行われ、EYの算定結果内に収まっており、本公開買付価格におけるプレミアム率が他の公開買付けの事例(平成15年から平成28年までに実施されたもののうち、プレミアム(ディスカウントを含む。)が計算可能である712件)におけるプレミアム水準との比較においても妥当な範囲の水準であること、本公開買付け後の本スクイズアウト手続においても、本公開買付価格と実質的に同額の金銭を交付することとされていることから、本公開買付価格及び本件吸収合併における合併比率等本経営統合の取引条件について公正かつ妥当であると認められる。

(iv)上記(i)ないし(iii)より、本経営統合の目的は正当かつ合理的であると考えられること、本経営統合に係る手続は公正であると考えられること、本経営統合の取引条件は公正かつ妥当であると考えられることから、本経営統合は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料され、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に本公開買付けへの応募を推奨することも相当である。

#### ②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値等算定書の取得

当社は、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者らから独立した第三者算定機関であるEYに対して、当社株式の株式価値及び本件吸収合併における合併比率の算定を依頼し、平成29年2月10日付で、EYより当該算定結果に対する本株式価値等算定書を取得いたしました。EYは、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### ③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本経営統合に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本経営統合に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けておりま

す。

なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成29年2月13日開催の当社取締役会において、当社の取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役会長である宇野氏は、U-NEXTの代表取締役社長を兼務しており、本経営統合に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本経営統合に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含むすべての監査役が出席し、そのすべての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、平成29年3月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付予定数の下限の引き下げを踏まえて、本公開買付けに関して、再度慎重に協議・検討を行いました。当社の取締役である宇野氏を除くすべての取締役の全員一致で、本公開買付けにおける買付予定数の下限の引き下げを踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、当社の取締役会長である宇野氏は、U-NEXTの代表取締役社長を兼務しており、本経営統合に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本経営統合に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含むすべての監査役が出席し、そのすべての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、

かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持する決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べています。

#### ⑤公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者らは、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者ら及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成29年2月13日付で取得した当社株式の価値に関する株式価値算定書を参考としているとのことです。

KPMGは、当社株式の価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。

なお、公開買付者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

#### ⑥公開買付者側における第三者委員会の設置

公開買付者の完全親会社であるU-NEXTは、宇野氏がU-NEXTの代表取締役社長及びその支配株主である株式会社UNO・HOLDINGSの一人株主である一方、当社の取締役会長及び当社の大株主であることから、本公開買付価格の決定に際して、宇野氏は、当社の少数株主及びU-NEXTの少数株主の双方との間で、利害が一致しない構造的な可能性が存するという特殊性に照らし、本経営統合に関する意思決定の恣意性を排除し、公開買付者側の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること並びに公開買付者側においても本経営統合の目的等について独立した第三者の意見を取得することにより、全体として本経営統合の手続の公正性をより高めることを目的として、平成29年1月17日、当社及び公開買付者らから独立した、山崎想夫氏(委員長、公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ代表取締役)、須原伸太郎氏(U-NEXT社外監査役)、山下聖志氏(弁護士、山下総合法律事務所)から構成される第三者委員会を設置し(なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。)、第三者委員会に対し、(i)本経営統合の目的の合理性、(ii)本経営統合の取引条件(特に、本件吸収合併の合併比率)の妥当性、(iii)上記(i)及び(ii)を踏まえ、本経営統合がU-NEXTの少数株主にとって不利益なものではないか(以下「公開買

付者諮問事項」と総称します。)について諮問し、この点についての答申をU-NEXT取締役会に提出することを囑託したとのことです。なお、須原伸太郎氏は、当社株式500株を所有しているものの、所有株式数が少ないこと及びU-NEXTの社外監査役という独立した立場にあることから、U-NEXTとしては、須原伸太郎氏を第三者委員会の委員とすることに特段問題はないものと判断しているとのことです。第三者委員会は、平成29年1月25日から平成29年2月10日までの間に合計3回開催され、公開買付者諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。具体的には、U-NEXTから、本経営統合に係る提案に至る経緯や背景事情、U-NEXTにとっての本経営統合の意義や目的、及び当社との交渉状況等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、KPMGより本件吸収合併の合併比率の算定について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、公開買付者諮問事項について慎重に協議・検討を行った結果、公開買付者諮問事項につき、以下の結論に至ったとのことです。

(i)本経営統合は、その実行によりU-NEXT及び当社において新たな持株会社体制を構築することになるところ、かかる体制の構築は、本事業再編後の事業環境等の変化に対応しながら、本事業再編当時には見出し難かった両社統合によるシナジー効果の発現を最大化させるうえで有用な方策であると考えられることから、その目的は合理的であるといえる。

(ii)本経営統合の取引条件（特に、本件吸収合併の合併比率）については、第三者算定機関であるKPMGの助言を随時得ながら、当社との間で誠実な協議・交渉が行われていること、また、本件吸収合併の合併比率はKPMGによる合併比率算定のレンジの範囲内にあることから、妥当性が認められる。

(iii)上記(i)及び(ii)を踏まえると、本経営統合はU-NEXTの少数株主にとって不利益なものではないと思量される。

そこで、第三者委員会は、平成29年2月13日、U-NEXTの取締役会に対し、上記(i)から(iii)までの意見を、委員全員一致の意見で答申し、それらを内容とする答申書を提出しているとのことです。

#### ⑦他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止

するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買取提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付期間については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することによって、当社の一般株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を提供しつつ、当社株式について、他の買付者による買付けの機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

##### (1) 本公開買付けの結果について

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成29年2月14日から平成29年3月28日まで当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成29年4月4日の決済開始日をもって、当社株式107,825,894株(当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：52.33%)を保有するに至りました。

##### (2) 本株式併合について

上記「2. 変更の内容」に記載のとおり、当社は、本株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、平成29年8月16日を効力発生日として本株式併合を実施いたします。

##### (3) 本件吸収分割契約の締結について

第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日(予定)を効力発生日とする本件吸収分割契約を締結いたしました。

##### (4) 本件吸収合併契約について

第4号議案「吸収合併契約承認の件」に記載のとおり、当社は、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日(予定)を効力発生日とする本件吸収合併契約を締結いたしました。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 第1号議案のとおり、会社法第182条第2項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、18株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)の記載を修正するものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合には、当社株式は株式会社東京証券取引所のJASDAQ(スタンダード)市場における上場廃止基準に該当しますので、平成29年8月10日をもって上場廃止になる予定です。本議案は、かかる上場廃止に伴い、会社法第214条に基づき株券発行会社に移行するため、当社が発行する株式に係る株券を発行する旨の定めを設けるものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条(単元株式数)及び第9条(単元未満株主の権利制限)を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、その効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成29年8月16日にその効力が発生するものいたします。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>542,495,988株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p>(3) <u>取得請求権つき株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(4) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(5) <u>単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>第10条～第37条 (条文省略)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>18株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第9条～第36条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、第1号議案においてご説明したU-NEXTとの経営統合に伴う手続の一環として、平成29年12月1日（予定）をもって、当社100%子会社である3社(株式会社USEN分割準備会社、株式会社USEN ICT Solutions 及び株式会社USEN Media (以下各会社を個別に「各承継会社」といいます。))との間で、①当社を吸収分割会社、株式会社USEN分割準備会社を吸収分割承継会社として、当社の音楽配信事業及びエネルギー事業を株式会社USEN分割準備会社に承継させる吸収分割、②当社を吸収分割会社、株式会社USEN ICT Solutionsを吸収分割承継会社として、当社のICT事業を株式会社USEN ICT Solutionsに承継させる吸収分割、及び③当社を吸収分割会社、株式会社USEN Mediaを吸収分割承継会社として、当社の集客支援事業を株式会社USEN Mediaに承継させる吸収分割（以下、①～③の会社分割を総称して「本会社分割」といいます。）を行うため、平成29年6月19日付で各承継会社との間で、それぞれ吸収分割契約（以下、①～③に係る吸収分割契約を総称して「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、上記本件吸収分割契約の締結についてご承認をお願いするものであります。なお、本議案の決議は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、株式の併合がその効力を生じること及び第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件としてその効力が発生するものといえます。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

各承継会社と締結した本件吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

### (1) 株式会社U S E N分割準備会社との吸収分割契約

#### 吸収分割契約書(写)

東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社U S E N(以下「甲」という。)と東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社U S E N分割準備会社(以下「乙」という。)は、平成29年6月19日(以下「本締結日」という。)付で、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条 (吸収分割の方法)

甲は、甲が営む音楽放送事業及びエネルギー事業(以下「本事業」という。)に関して有する第2条所定の権利義務を、本契約の定めに従い、第5条に定める本効力発生日をもって、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本吸収分割」という。)

#### 第2条 (承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、第5条に定める本効力発生日における、本事業に関する別紙記載の権利義務とする。ただし、甲及び乙は、協議の上、合意により、本承継対象権利義務の内容を変更することができる。
2. 乙が甲から承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 第3条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際して、普通株式510,000株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、これを交付する。

#### 第4条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額)

本吸収分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額： 零円
- (2) 資本準備金の増加額： 零円
- (3) 利益準備金の増加額： 零円

#### 第5条 (効力発生日)

1. 本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、平成29年12月1日とする。ただし、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、本吸収分割が効力を生ずる直前時において、本吸収分割が効力を生ずるのに必要な要件をすべて満たしていることを停止条件としてその効力を生ずるものとする。

#### 第6条 (分割承認決議)

甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し(会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。乙は、会社法第796条第1項の定めに従って本吸収分割についての株主総会の決議を経ないものとする。

#### 第7条 (対抗要件の具備等)

1. 甲及び乙は、本承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うものとする。
2. 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、乙が負担するものとする。

#### 第8条 (競業禁止義務)

甲は、乙に対して、本吸収分割に関連して、一切の競業禁止義務を負担しないものとする。

#### 第9条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が原本を保有し、甲はその写しを保有する。

平成29年6月19日

甲 株式会社U S E N  
東京都港区北青山三丁目1番2号  
代表取締役社長 田 村 公 正 ㊞

乙 株式会社U S E N分割準備会社  
東京都港区北青山三丁目1番2号  
代表取締役社長 田 村 公 正 ㊞

(別紙) 承継権利義務等の明細

1. 資産

(1) 流動資産

①現金及び預金

②本事業に属する売掛債権、たな卸資産、未収入金、前払費用、繰延税金資産及びその他流動資産

(2) 固定資産

①有形固定資産

本事業に属する建物及び構築物、工具、器具及び備品、並びに土地等の有形固定資産

②無形固定資産

本事業に属するソフトウェア等の無形固定資産

③投資その他の資産

本事業に属する投資有価証券、長期貸付金、繰延税金資産、長期未収入金及び差入保証金等の投資その他の資産

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払費用及び前受金等の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する長期借入金及び退職給付引当金等の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

甲の非承継部門(経営企画室、監査室、コーポレート統括部、システム統括部、広報部、経理部、財務部及び法務部)に従事する従業員を除く、本事業に主として従事する従業員(契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイト等を含む。)との間の雇用契約

(2) その他の権利義務

本事業に関する取引基本契約及びそれに付随する個別契約、業務委託契約、賃貸借契約その他本事業に関する一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

## (2) 株式会社USEN ICT Solutionsとの吸収分割契約

### 吸収分割契約書(写)

東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社USEN(以下「甲」という。)と東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社USEN ICT Solutions(以下「乙」という。)は、平成29年6月19日(以下「本締結日」という。)付で、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条 (吸収分割の方法)

甲は、甲が営むICT事業(以下「本事業」という。)に関して有する第2条所定の権利義務を、本契約の定めに従い、第5条に定める本効力発生日をもって、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本吸収分割」という。)

#### 第2条 (承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、第5条に定める本効力発生日における、本事業に関する別紙記載の権利義務とする。ただし、甲及び乙は、協議の上、合意により、本承継対象権利義務の内容を変更することができる。
2. 乙が甲から承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 第3条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際して、普通株式32,900株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、これを交付する。

#### 第4条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額)

本吸収分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額： 零円
- (2) 資本準備金の増加額： 零円
- (3) 利益準備金の増加額： 零円

#### 第5条 (効力発生日)

1. 本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、平成29年12月1日とする。ただし、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、本吸収分割が効力を生ずる直前時において、本吸収分割が効力を生ずるのに必要な要件をすべて満たしていることを停止条件としてその効力を生ずるものとする。

#### 第6条 (分割承認決議)

甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し(会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。乙は、会社法第796条第1項の定めに従って本吸収分割についての株主総会の決議を経ないものとする。

#### 第7条 (対抗要件の具備等)

1. 甲及び乙は、本承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うものとする。
2. 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、乙が負担するものとする。

#### 第8条 (競業禁止義務)

甲は、乙に対して、本吸収分割に関連して、一切の競業禁止義務を負担しないものとする。

#### 第9条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が原本を保有し、甲はその写しを保有する。

平成29年6月19日

甲 株式会社USEN  
東京都港区北青山三丁目1番2号  
代表取締役社長 田村 公正 ㊞

乙 株式会社USEN ICT Solutions  
東京都港区北青山三丁目1番2号  
代表取締役社長 青柳 陽一 ㊞

(別紙) 承継権利義務等の明細

1. 資産

(1) 流動資産

- ①現金及び預金
- ②本象事業に属する売掛債権及びその他流動資産

(2) 固定資産

- ①有形固定資産  
本事業に属する工具、器具及び備品等の有形固定資産
- ②無形固定資産  
本事業に属するソフトウェア等の無形固定資産
- ③投資その他の資産  
本事業に属する預け金等の投資その他の資産

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務等の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する預り保証金、退職給付引当金等の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

甲の非承継部門(経営企画室、監査室、コーポレート統括部、システム統括部、広報部、経理部、財務部及び法務部)に従事する従業員を除く、本事業に主として従事する従業員(契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイト等を含む。)との間の雇用契約

(2) その他の権利義務

本事業に関する取引基本契約及びそれに付随する個別契約、業務委託契約、賃貸借契約その他本事業に関する一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

### (3) 株式会社U S E N M e d i a との吸収分割契約

#### 吸収分割契約書(写)

東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社U S E N(以下「甲」という。)と東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社USEN Media(以下「乙」という。)は、平成29年6月19日(以下「本締結日」という。)付で、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条 (吸収分割の方法)

甲は、甲が営む集客支援事業(以下「本事業」という。)に関して有する第2条所定の権利義務を、本契約の定めに従い、第5条に定める本効力発生日をもって、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本吸収分割」という。)

#### 第2条 (承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、第5条に定める本効力発生日における、本事業に関する別紙記載の権利義務とする。ただし、甲及び乙は、協議の上、合意により、本承継対象権利義務の内容を変更することができる。
2. 乙が甲から承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 第3条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際して、普通株式8,130株を発行し、甲に対し、本承継対象権利義務の対価として、これを交付する。

#### 第4条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額)

本吸収分割による乙の資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額： 零円
- (2) 資本準備金の増加額： 零円
- (3) 利益準備金の増加額： 零円

#### 第5条 (効力発生日)

1. 本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、平成29年12月1日とする。ただし、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、本吸収分割が効力を生ずる直前時において、本吸収分割が効力を生ずるのに必要な要件をすべて満たしていることを停止条件としてその効力を生ずるものとする。

第6条 (分割承認決議)

甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催し(会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を行うものとする。乙は、会社法第796条第1項の定めに従って本吸収分割についての株主総会の決議を経ないものとする。

第7条 (対抗要件の具備等)

1. 甲及び乙は、本承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うものとする。
2. 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、乙が負担するものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、乙に対して、本吸収分割に関連して、一切の競業禁止義務を負担しないものとする。

第9条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結後、本効力発生日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が原本を保有し、甲はその写しを保有する。

平成29年6月19日

甲 株式会社USEN  
東京都港区北青山三丁目1番2号  
代表取締役社長 田村 公正 ㊞

乙 株式会社USEN Media  
東京都港区北青山三丁目1番2号  
代表取締役社長 成内 英介 ㊞

(別紙) 承継権利義務等の明細

1. 資産

(1) 流動資産

- ①現金及び預金
- ②本事業に属する売掛債権及びその他流動資産

(2) 固定資産

- ①有形固定資産  
本事業に属する工具、器具及び備品等の有形固定資産
- ②無形固定資産  
本事業に属するソフトウェア等の無形固定資産
- ③投資その他の資産  
本事業に属する預け金等の投資その他の資産

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に属する買掛債務及び未払金等の流動負債

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金等の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

甲の非承継部門(経営企画室、監査室、コーポレート統括部、システム統括部、広報部、経理部、財務部及び法務部)に従事する従業員を除く、本事業に主として従事する従業員(契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイト等を含む。)との間の雇用契約

(2) その他の権利義務

本事業に関する取引基本契約及びそれに付随する個別契約、業務委託契約、賃貸借契約その他本事業に関する一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上

3. 会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 吸収分割承継会社が当社に対して交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

①吸収分割承継会社が交付する株式の数に関する事項

本会社分割に際して、各承継会社は新たに、それぞれ次に定める数の株式を発行し、その全てを分割会社である当社に割当交付いたします。各承継会社はいずれも当社100%子会社であり、本会社分割に際して各承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、各承継会社が発行する株式数については、各承継会社と当社との間で協議の上、決定していること等に照らして、相当であると判断しております。

| 承継会社                                | 株式の数     |
|-------------------------------------|----------|
| 株式会社U S E N分割準備会社                   | 510,000株 |
| 株式会社U S E N I C T S o l u t i o n s | 32,900株  |
| 株式会社U S E N M e d i a               | 8,130株   |

②吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

各承継会社が各吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、各吸収分割後の各承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

| 承継会社                                | 増加させる<br>資本金 | 増加させる<br>資本準備金 |
|-------------------------------------|--------------|----------------|
| 株式会社U S E N分割準備会社                   | 0円           | 0円             |
| 株式会社U S E N I C T S o l u t i o n s | 0円           | 0円             |
| 株式会社U S E N M e d i a               | 0円           | 0円             |

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

各承継会社は確定した最終事業年度がありません。各承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

①株式会社U S E N分割準備会社（平成29年6月16日設立）

## 貸 借 対 照 表

（平成29年6月16日現在）

（単位：百万円）

| 資 産 の 部                |    | 負 債 の 部         |    |
|------------------------|----|-----------------|----|
| 流 動 資 産<br>現 金 及 び 預 金 | 12 |                 | -  |
|                        | 12 | 純 資 産 の 部       |    |
|                        |    | 株 主 資 本         | 12 |
|                        |    | 資 本 金           | 10 |
|                        |    | 資 本 準 備 金       | 2  |
|                        |    | 純 資 産 合 計       | 12 |
| 資 産 合 計                | 12 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 12 |

②株式会社USEN ICT Solutions（平成29年6月16日設立）

## 貸 借 対 照 表

（平成29年6月16日現在）

（単位：百万円）

| 資 産 の 部                |    | 負 債 の 部         |    |
|------------------------|----|-----------------|----|
| 流 動 資 産<br>現 金 及 び 預 金 | 12 |                 | -  |
|                        | 12 | 純 資 産 の 部       |    |
|                        |    | 株 主 資 本         | 12 |
|                        |    | 資 本 金           | 10 |
|                        |    | 資 本 準 備 金       | 2  |
|                        |    | 純 資 産 合 計       | 12 |
| 資 産 合 計                | 12 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 12 |

③株式会社U S E N M e d i a（平成29年6月16日設立）

## 貸 借 対 照 表

（平成29年6月16日現在）

（単位：百万円）

| 資 産 の 部     |    | 負 債 の 部         |    |
|-------------|----|-----------------|----|
| 流 動 資 産     | 12 |                 | -  |
| 現 金 及 び 預 金 | 12 | 純 資 産 の 部       |    |
|             |    | 株 主 資 本         | 12 |
|             |    | 資 本 金           | 10 |
|             |    | 資 本 準 備 金       | 2  |
|             |    | 純 資 産 合 計       | 12 |
| 資 産 合 計     | 12 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 12 |

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①各承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

②当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i)本公開買付けの結果について

第1号議案「株式併合の件」に記載のとおり、公開買付者は、平成29年2月14日から平成29年3月28日まで当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成29年4月4日の決済開始日をもって、当社株式107,825,894株(当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：52.33%)を保有するに至りました。

(ii)本株式併合について

第1号議案「株式併合の件」に記載のとおり、当社は、本株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、平成29年8月16日を効力発生日として本株式併合を実施いたします。

(iii)本件吸収分割契約の締結について

上記「1. 吸収分割を行う理由」に記載のとおり、当社は、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日(予定)を効力発生日とする本件吸収分割契約を締結いたしました。

(iv)本件吸収合併契約について

第4号議案「吸収合併契約承認の件」に記載のとおり、当社は、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日(予定)を効力発生日とする本件吸収合併契約を締結いたしました。

## 第4号議案 吸収合併契約承認の件

### 1. 吸収合併を行う理由

当社は、第1号議案においてご説明したU-NEXTとの経営統合に伴う手続の一環として、平成29年12月1日(予定)をもって、U-NEXTを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併を行うため、平成29年6月19日付でU-NEXTと吸収合併契約(以下「本件吸収合併契約」といいます。)を締結いたしました。

本議案は、本件吸収合併契約の締結についてご承認をお願いするものであります。なお、本議案の決議は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、株式の併合がその効力を生じること並びに第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件としてその効力が発生するものといたします。

### 2. 吸収合併契約の内容の概要

当社とU-NEXTが締結した本件吸収合併契約の内容は、次のとおりであります。

#### 吸収合併契約書(写)

東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号に本店を有する株式会社U-NEXT(以下「甲」という。)と東京都港区北青山三丁目1番2号に本店を有する株式会社USEN(以下「乙」という。)は、平成29年6月19日(以下「本締結日」という。)付で、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する(以下「本吸収合併」という。)

#### 第2条 (本吸収合併の対価等)

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併が効力を生ずる時点の直前時における乙株主(ただし、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、その保有する乙の普通株式(会社法第785条に基づき株式買取請求がなされた株式は、ここに含まれない。)に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.61を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.61株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

3. 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第3条（資本金及び準備金）

本吸収合併による資本金及び準備金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金： 零円
- (2) 資本準備金： 零円
- (3) 利益準備金： 零円

#### 第4条（効力発生日等）

- 1. 本吸収合併の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、平成29年12月1日とする。ただし、本吸収合併に係る手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲及び乙の協議により、これを変更することができる。
- 2. 本吸収合併は、①甲と甲の子会社である株式会社U-NEXT分割準備会社、株式会社USEN NETWORKS及び株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間でそれぞれ締結された平成29年6月19日付「吸収分割契約書」に基づく各吸収分割の効力発生、②乙と乙の子会社である株式会社USEN分割準備会社、株式会社USEN ICT Solutions及び株式会社USEN Mediaとの間でそれぞれ締結された平成29年6月19日付「吸収分割契約書」に基づく各吸収分割の効力発生、並びに③甲と甲の子会社である株式会社U-NEXT SPC1との間で締結された平成29年6月19日付「合併契約書」に基づく吸収合併の効力発生を条件として、効力を生じるものとする。
- 3. 本吸収合併は、本吸収合併が効力を生ずる直前時において、本吸収合併が効力を生ずるのに必要な要件をすべて満たしていることを停止条件としてその効力を生ずるものとする。

#### 第5条（合併承認決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し(会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する決議を行うものとする。

#### 第6条（契約の変更又は解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間に、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項につき生じた疑義については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成29年 6 月19日

甲 株式会社U-NEXT  
東京都渋谷区神宮前三丁目35番 2 号  
代表取締役社長 宇 野 康 秀 ㊞

乙 株式会社U S E N  
東京都港区北青山三丁目 1 番 2 号  
代表取締役社長 田 村 公 正 ㊞

### 3. 会社法施行規則第182条第 1 項各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 合併対価の相当性に関する事項

##### ① 本件吸収合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項

U-NEXT は、本件吸収合併に際して、本件吸収合併の効力が生ずる時点の直前における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式 1 株につき、U-NEXT の普通株式 0.61 株の割合をもって U-NEXT の普通株式を割り当てます。

|                   | U-NEXT<br>(吸収合併存続会社) | 当 社<br>(吸収合併消滅会社) |
|-------------------|----------------------|-------------------|
| 本件吸収合併に係る<br>割当比率 | 1                    | 0.61              |

##### ② 本件吸収合併に係る割当ての内容の根拠等

###### (i) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び U-NEXT は、本件吸収合併における合併比率（以下「本

合併比率」といいます。)の決定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社はEYを、また、U-NEXTはKPMGを、合併比率の算定に関する別個に独立した第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ本件吸収合併の普通株式の合併比率の算定を依頼しました。

当社及びU-NEXTは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた普通株式に関する合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、本経営統合の一環として行われる本公開買付け及び本件吸収合併において当社株主が受ける経済的価値が同等のものとなるようにする観点から、当社株式の評価については本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同一の価格としつつ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等も勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、本合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

## (ii)算定に関する事項

### ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関であるEY及びU-NEXTの第三者算定機関であるKPMGは当社及びU-NEXTの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### イ. 算定の概要

KPMGは、U-NEXTについては、同社の普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行ったとのことです。当社については、当社株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行ったとのことです。

U-NEXTの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとのことです。

| 採用手法    | 合併比率の算定結果 |
|---------|-----------|
| 市場株価平均法 | 0.47～0.64 |
| D C F 法 | 0.42～0.83 |

市場株価平均法においては、平成29年2月10日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値を採用して算定しているとのことです。

D C F 法では、U-N E X Tについては、U-N E X Tが作成した平成28年12月期第4四半期から平成32年12月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、U-N E X Tが平成28年12月期第4四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いてU-N E X Tの企業価値や株式価値を分析しているとのことです。なお、D C F 法による分析に用いたU-N E X Tの事業計画期間における業績につきましては、平成28年12月期（当期純利益△1,062百万円）から平成32年12月期（当期純利益1,157百万円）にかけて大幅な増益（2,219百万円）が見込まれていますが、これは主に、動画配信事業及びMVNOサービスの市場拡大に伴う増収を見込んでいることによるものとのことです。

他方、当社については、当社が作成した平成29年8月期から平成36年8月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を考慮して、当社が平成29年8月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析しているとのことです。D C F 法による分析に用いた当社の事業計画期間における業績については、平成29年8月期（当期純利益5,948百万円）から平成36年8月期（当期純利益5,832百万円）にかけて大幅な増減益は見込んでいないとのことです（△116百万円）。なお、K P M

GがDCF法による算定にあたり前提としたU-NEXT及び当社の事業計画において、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジー効果等については、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、U-NEXT及び当社の事業計画における財務予測には加味してないとのことです。

KPMGは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて算定において参照したU-NEXT及び当社の事業計画に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。KPMGの合併比率の算定は、平成29年2月10日現在までの情報及び経済情勢を反映したものとのことです。

なお、U-NEXTはKPMGから普通株式の合併比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

他方、EYは、U-NEXT及び当社について、両社の普通株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

U-NEXTの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法    | 合併比率の算定結果   |
|---------|-------------|
| 市場株価法   | 0.402～0.862 |
| D C F 法 | 0.507～0.959 |

なお、市場株価法については、平成29年2月10日を評価基準日とし、一時的な株価変動等の影響をできるだけ排除しつつ可能な限り最新の情報が反映された株価を採用するために、U-NEXTについては平成28年12月期第3四半期決算短信の発表を行った翌営業日の平成28年11月15日から、当社については平成28年8月期決算の業績報道後の平成28年10月7日から、評価基準日までをそれぞれ採用期間とするとともに当該採用期間における株価の終値から算定を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを0.402から0.862として算定しております。

D C F 法では、U-NEXTについて、U-NEXTが作成した平成28年12月期から平成32年12月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は7.4%から9.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は1.0%として採用しております。

一方、当社について、当社が作成した平成29年8月期から平成36年8月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。その他事業の一部を除き割引率は5.5%から6.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は1.0%として採用しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを0.507から0.959として算定しております。

E Yは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したこれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、

合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でE Yに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。E Yの合併比率の算定は平成29年2月10日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、E YがDCF法による算定の前提としたU-NEXTの財務予測における当期純利益が、平成28年12月期△1,062百万円、平成29年12月期233百万円、平成30年12月期630百万円、平成31年12月期909百万円、平成32年12月期1,157百万円となっており、平成28年12月期から平成32年12月期にかけて2,219百万円の大幅な増益が見込まれておりますが、これは主に、動画配信事業及びMVNOサービスの市場拡大に伴う増収を見込んでいることによります。また、E YがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測における当期純利益が、平成29年8月期5,948百万円、平成30年8月期5,636百万円、平成31年8月期5,898百万円、平成32年8月期6,197百万円、平成33年8月期5,929百万円、平成34年8月期6,114百万円、平成35年8月期6,005百万円、平成36年8月期5,832百万円となっており、平成29年8月期から平成36年8月期にかけて大幅な増減益は見込んでおりません。

### ③U-NEXTの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件吸収合併により増加するU-NEXTの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

(i)増加する資本金の額： 金0円

(ii)増加する資本準備金の額： 金0円

(iii)増加する利益準備金の額： 金0円

これらの資本金及び準備金の額は、本件吸収合併後のU-NEXTの機動的かつ柔軟な資本政策を実現すべく、会社計算規則及び公正な会計基準等を斟酌の上で定めており、相当であると判断しております。

④対価としてU-NEXTの株式を選択した理由

当社及びU-NEXTは、当社普通株式に係る本件吸収合併の合併対価として、U-NEXTの普通株式を選択いたしました。

当社は、当社の株主様に割り当てられるU-NEXTの普通株式が株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されていることから、株式の流動性を確保できるため、取引機会が確保されていること、当社の株主様がU-NEXTの普通株式を合併対価として受け取る場合には、本件吸収合併の統合効果によって得られる利益を享受することが可能であること、また、本件吸収合併後のU-NEXTの資本政策等を考慮して、U-NEXTの普通株式を合併対価とすることが適切であると判断いたしました。

⑤当事会社が共通支配下関係にあるときは、消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社は公正性・妥当性の確保のため、第1号議案の「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」に記載の各措置を実施いたしました。

(2)合併対価について参考となるべき事項

①U-NEXTの定款の定め

U-NEXTの定款につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト([http://www.usen.com/ir/stock\\_info/shareholder.html](http://www.usen.com/ir/stock_info/shareholder.html))に掲載しております。

②合併対価の換価の方法に関する事項

(i)合併対価を取引する市場

U-NEXTの株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されて

おります。

(ii)合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

U－N E X Tの株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

(iii)合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。なお、U－N E X Tの単元株式数は100株ですので、金融商品取引所においてU－N E X Tの単元未満株式(100株未満の株式)を売却することはできません。

③合併対価の市場価格に関する事項

U－N E X Tの株式の東京証券取引所市場第一部における過去6ヶ月の株価推移は、以下のとおりです。

|       | 平成28年<br>12月 | 平成29年<br>1月 | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    |
|-------|--------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 728          | 875         | 1,350 | 1,134 | 1,006 | 1,145 |
| 最低(円) | 514          | 601         | 667   | 913   | 860   | 949   |

なお、U－N E X Tの普通株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

④U－N E X Tの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

U－N E X Tの、平成24年12月期及び平成25年12月期事業年度に係る貸借対照表の内容については、以下のとおりです。また、平成26年12月期乃至平成28年12月期事業年度に係る貸借対照表の内容については、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                   |       | 負 債 の 部             |        |
|---------------------------|-------|---------------------|--------|
| 流 動 資 産                   | 2,548 | 流 動 負 債             | 2,401  |
| 小 口 現 金                   | 0     | 買 掛 金               | 1,282  |
| 普 通 預 金                   | 203   | 未 払 金               | 317    |
| 売 掛 金                     | 1,761 | 未 払 費 用             | 37     |
| 未 収 入 金                   | 145   | 前 受 金               | 578    |
| 商 品                       | 3     | 預 り 金               | 29     |
| 貯 蔵 品                     | 0     | 共 同 預 り 金           | 47     |
| 映 像 使 用 権                 | 8     | 賞 与 引 当 金           | 68     |
| 預 け 金                     | 10    | 未 払 法 人 税 等         | 2      |
| 立 替 金                     | 17    | 未 払 消 費 税           | 36     |
| 前 払 費 用                   | 391   | 固 定 負 債             | 501    |
| 仮 払 金                     | 15    | 長 期 借 入 金           | 347    |
| 貸 倒 引 当 金 ( 流 動 )         | △10   | 繰 延 税 金 負 債 ( 固 定 ) | 154    |
| 固 定 資 産                   | 440   | 負 債 合 計             | 2,902  |
| 有 形 固 定 資 産               | 131   | 純 資 産 の 部           |        |
| 建 物 付 属 設 備               | 59    | 株 主 資 本             | 86     |
| 減 価 償 却 累 計 額 ( 建 付 )     | △23   | 資 本 金               | 100    |
| 器 具 備 品                   | 341   | 資 本 剰 余 金           | 196    |
| 減 価 償 却 累 計 額 ( 器 具 備 品 ) | △246  | 資 本 準 備 金           | 57     |
| 建 設 仮 勘 定                 | 1     | そ の 他 資 本 剰 余 金     | 138    |
| 無 形 固 定 資 産               | 151   | 利 益 剰 余 金           | △210   |
| ソ フ ト ウ ェ ア               | 151   | そ の 他 利 益 剰 余 金     | △210   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産           | 156   | 繰 越 利 益 剰 余 金       | △210   |
| 関 係 会 社 株 式               | 64    | ( う ち 当 期 純 損 失 )   | (△407) |
| 長 期 前 払 費 用               | 0     |                     |        |
| 敷 金                       | 58    |                     |        |
| 差 入 保 証 金                 | 32    | 純 資 産 合 計           | 86     |
| 資 産 合 計                   | 2,989 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計     | 2,989  |

# 貸 借 対 照 表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                         |       | 負 債 の 部               |         |
|---------------------------------|-------|-----------------------|---------|
| 流 動 資 産                         | 3,666 | 流 動 負 債               | 3,307   |
| 小 口 現 金                         | 0     | 買 掛 金                 | 1,964   |
| 普 通 預 金                         | 430   | 未 払 金                 | 250     |
| 売 掛 金                           | 2,185 | 未 払 費 用               | 169     |
| 未 収 入 金                         | 37    | 1 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金 | 300     |
| 商 品                             | 158   | 仮 受 金                 | 0       |
| 貯 蔵 品                           | 0     | 前 受 金                 | 303     |
| 立 替 金                           | 25    | 預 り 金                 | 18      |
| 前 払 費 用                         | 519   | 共 同 預 り 金             | 8       |
| 前 渡 金                           | 63    | 未 払 法 人 税 等           | 75      |
| 短 期 貸 付 金                       | 10    | リ ー ス 債 務 ( 流 動 )     | 17      |
| 仮 払 金                           | 0     | 未 払 消 費 税             | 61      |
| 繰 延 税 金 資 産 ( 流 動 )             | 395   | 販 売 促 進 引 当 金         | 65      |
| 貸 倒 引 当 金 ( 流 動 )               | △160  | 返 品 調 整 引 当 金         | 41      |
| 固 定 資 産                         | 447   | 未 払 事 業 税             | 29      |
| 有 形 固 定 資 産                     | 174   | 固 定 負 債               | 370     |
| 建 物 付 属 設 備                     | 61    | リ ー ス 債 務 ( 固 定 )     | 62      |
| 減 価 償 却 累 計 額 ( 建 付 )           | △28   | 繰 延 税 金 負 債 ( 固 定 )   | 307     |
| 器 具 備 品                         | 359   | 負 債 合 計               | 3,677   |
| 減 価 償 却 累 計 額 ( 器 具 備 品 )       | △292  | 純 資 産 の 部             |         |
| 有 形 リ ー ス 資 産                   | 88    | 株 主 資 本               | 436     |
| 減 価 償 却 累 計 額 ( 有 形 リ ー ス 資 産 ) | △13   | 資 本 金                 | 170     |
| 無 形 固 定 資 産                     | 154   | 資 本 剰 余 金             | 128     |
| ソ フ ト ウ ェ ア                     | 128   | 資 本 準 備 金             | 70      |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定               | 26    | そ の 他 資 本 剰 余 金       | 57      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産                 | 118   | 利 益 剰 余 金             | 138     |
| 関 係 会 社 株 式                     | 26    | そ の 他 利 益 剰 余 金       | 138     |
| 敷 金                             | 52    | 繰 越 利 益 剰 余 金         | 138     |
| 差 入 保 証 金                       | 39    | ( う ち 当 期 純 利 益 )     | (1,190) |
| 資 産 合 計                         | 4,113 | 純 資 産 合 計             | 436     |
|                                 |       | 負 債 ・ 純 資 産 合 計       | 4,113   |

### (3)計算書類等に関する事項

①U－N E X Tの最終事業年度(平成28年12月期)に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト([http://www.usen.com/ir/stock\\_info/shareholder.html](http://www.usen.com/ir/stock_info/shareholder.html))に掲載しております。

②当社及びU－N E X Tにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### 1) 当社

##### (i)本公開買付けの結果について

第1号議案「株式併合の件」に記載のとおり、公開買付者は、平成29年2月14日から平成29年3月28日まで当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成29年4月4日の決済開始日をもって、当社株式107,825,894株(当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：52.33%)を保有するに至りました。

##### (ii)本株式併合について

第1号議案「株式併合の件」に記載のとおり、当社は、本株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、平成29年8月16日を効力発生日として本株式併合を実施いたします。

##### (iii)本件吸収分割契約の締結について

第3号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日(予定)を効力発生日とする本件吸収分割契約を締結いたしました。

##### (iv)本件吸収合併契約について

上記「1. 吸収合併を行う理由」に記載のとおり、当社は、平成29年6月19日付で、平成29年12月1日(予定)を効力発生日とする本件吸収合併契約を締結いたしました。

## 2) U-NEXT

### (i)公開買付者による当社株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

U-NEXT及びU-NEXTの連結子会社である公開買付者は、平成29年2月13日、公開買付者が、当社が所有する自己株式及び不応募対象株式を除く当社株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得し、当社株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社とU-NEXTとの経営統合を実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けは、平成29年3月28日をもって終了し、公開買付者は、当社株式107,825,794株を取得することとなりました。その結果、本公開買付けの決済開始日である平成29年4月4日をもって、公開買付者が所有する当社株式は、107,825,894株(所有割合52.33%)となっております。

### (ii)資金の借入の件

#### (ア)借入の理由

U-NEXTの連結子会社である公開買付者が、当社株式を本公開買付けにより取得することとなり、その取得資金、及び当社の既存の借入のリファイナンスに充当するために公開買付者がシンジケートローンによる資金の新規借入を行いました。

#### (イ)シンジケートローン契約の概要

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| (a)組成総額          | 945億円               |
| タームローン金額         | 800億円               |
| ブリッジローン金額        | 95億円                |
| コミットメントライン貸付     | 限度額50億円             |
| (b)契約日           | 平成29年3月29日          |
| (c)担保の有無         | 有(公開買付者が取得する当社株式等)  |
| (d)適用利率          | 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 |
| (e)アレンジャー兼エージェント | 株式会社みずほ銀行           |
| (f)シンジケート団       | 株式会社みずほ銀行を含む全9行     |

(g)借入満期日

平成36年3月31日

(h)財務制限条項

イ. 平成29年12月期の次の決算期末以降(当該決算期を含む。)の各決算期末における借入人を頂点とする連結ベースの経常利益を赤字となる状態を生じさせないこと。

ロ. 平成29年12月期の次の決算期末以降(当該決算期を含む。)の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の各決算期末における借入人を頂点とする連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の80%以上かつ50億円以上に維持すること。

ハ. 平成30年2月期以降(平成30年2月期を含む。)の各中間期末及び平成30年8月期以降(平成30年8月期を含む。)の決算期末(いずれも直近12ヶ月)における簡易連結(※1)ベースのグロス・レバレッジ・レシオ(※2)を、各中間期末及び決算期末に4.16～6.10以下に維持すること。

ニ. 平成31年2月期以降(平成31年2月期を含む。)の各中間期末及び平成30年8月期以降(平成30年8月期を含む。)の決算期末(いずれも直近12ヶ月)における簡易連結(※1)ベースのデット・サービス・カバレッジ・レシオ(※3)を1.05以上に維持すること。

(※1)簡易連結：借入人を頂点とする当社(当社の子会社含む。)との連結

(※2)グロス・レバレッジ・レシオ：有利子負債／E B I T D A

(※3)デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー(金利支払前)／(有利子負債に係る約定弁済額＋支払利息＋割引料＋コミットメントフィー)

有利子負債に係る約定弁済額については、平成29年9月の約定弁済額のうちの1,675百万円については、平成29年8月末以前に弁済がなされたものとみなしてデット・サービス・カバレッジ・レシオを計算する。

(iii)株式会社U-NEXT分割準備会社との吸収分割契約締結の件

U-NEXTは、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、U-NEXTの完全子会社である株式会社U-NEXT分割準備会社との間で、U-NEXTを吸収分割会社、株式会社U-NEXT分割準備会社を吸収分割承継会社とし、U-NEXTが営むコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関する権利義務を、株式会社U-NEXT分割準備会社に承継させる吸収分割に関する吸収分割契約を締結いたしました。

(iv)株式会社USEN NETWORKSとの吸収分割契約締結の件

U-NEXTは、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、U-NEXTの完全子会社である株式会社USEN NETWORKSとの間で、U-NEXTを吸収分割会社、株式会社USEN NETWORKSを吸収分割承継会社とし、U-NEXTが営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN NETWORKSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約を締結いたしました。

(v)株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの吸収分割契約締結の件

U-NEXTは、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、U-NEXTの完全子会社である株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSとの間で、U-NEXTを吸収分割会社、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSを吸収分割承継会社とし、U-NEXTが営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を、株式会社USEN-NEXT LIVING PARTNERSに承継させる吸収分割に関する吸収分割契約を締結いたしました。

(vi)USENとの吸収合併契約締結の件

U-NEXTは、本経営統合の一環として、平成29年6月19日、当社との間で、U-NEXTを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする本件吸収合併契約を締結いたしました。

以 上

メ 毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

日時：平成29年7月11日（火曜日）午前10時

場所：ベルサール半蔵門 イベントホール（東京都千代田区麹町1-6-4）

※会場が今年の定時株主総会と異なっております。



### <交通のご案内>

「半蔵門駅」3番出口直結（東京メトロ半蔵門線）

※3b出口にビル直結エスカレーターがございます。

「麹町駅」3番出口徒歩6分（東京メトロ有楽町線）

<お願い> ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD  
FONT

見やすく読みましがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。